

# 大治町教育委員会後援名義使用承認に関する取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、大治町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が教育委員会以外のものが行う教育関係事業について後援名義の使用を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義・範囲)

**第2条** 後援とは、事業に対する奨励の意を表すもので、教育委員会が直接その企画や実施に参画するものではないこととする。

2 後援の許可範囲は名義の使用のみとする。

(承認基準)

**第3条** 教育委員会は、次の各号に該当する場合は後援名義の使用を承認するものとする。

(1)主催者の承認基準

ア 国又は地方公共団体

イ 教育機関、公共的団体(別表に記載の団体、ただし原則として、単位クラブ等による主催については承認しない。)、その他教育委員会が適当と認める公共的団体(宗教団体、政治団体、営利を目的とする団体を除く)

(2)事業内容の承認基準

ア 一般町民を対象とする教育、学術、文化、スポーツの振興に寄与する事業で公共性、公益性を有し、かつ、法令に違反しないものであること

イ 教育委員会名義を用いることにより、事業執行上明らかに効果的であると認められる場合

ウ 営利的、政治的、宗教的、サークル的等の活動目的を有しない事業であること

エ 開催場所が、原則として海部地区で実施される事業であり、かつ事業規模及び内容が、教育委員会が後援するにふさわしいものであること

オ 教育委員会の教育施策に関する方針及び教育の中立性に反しないものであること

カ 事業に要する経費は原則として主催者の負担であること

(3)その他の承認基準

ア 主催者の所在が明確であること

イ 主催者の基盤が明確で、事業遂行能力が十分であると認められるものであること

ウ 役員、その他事業関係者が信用し得る者であること

エ 講習会等にあつては、その講師が事業目的に真に適当な人物であること

オ 事業の開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置

が講ぜられていること

カ 入場料、出品料、参加料等の名目で主催者が徴収する経費(以下「参加料等」という。)は、その事業に要する必要経費以内であること

キ その他、教育委員会が適当と認めた事業

(申請)

**第4条** 後援名義の使用承認を希望するときは、あらかじめ後援名義使用承認申請書(第1号様式、以下「申請書」という。)により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

ア 主催者の所在、基盤を明らかにする書類(規約等)

イ 役員、その他事業関係者の住所又は、身分を明らかにする書類(会員名簿等)

ウ 事業の目的及び内容を明らかにする書類(開催要領、事業計画書等)

エ 参加料等を徴収する場合は、予算内容を明らかにする書類(収支予算計画書等)

3 申請書は、事業実施30日前までに提出するものとする。

4 申請内容に変更が生じたときは、速やかに再度申請書を教育委員会に提出しなければならない。

5 申請先は、次のとおりとする。

ア 学校教育の振興に関すること → 学校教育課

イ 生涯教育、芸術・文化の振興に関すること → 社会教育課

ウ スポーツの振興に関すること → スポーツ課

(承認又は不承認の通知)

**第5条** 教育委員会は、申請書を受理したときは、第3条の承認基準により審査を行い、適当と認められるものには、後援名義使用承認通知書(第2号様式)により、又は、不適当と認められたものには、後援名義使用不承認通知書(第3号様式)により申請者に対し、通知するものとする。

(承認の取消し)

**第6条** 教育委員会は、後援名義使用承認後、第3条の承認基準に該当しないと認められる事実が判明した場合には、後援名義使用承認取消決定通知書(第4号様式)により、承認を取消することができる。

(事業完了報告)

**第7条** 後援名義使用承認を受けた団体等は、事業完了後30日以内に事業完了報告書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、後援名義使用承認に関する必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年11月5日から施行する。
- 2 大治町教育委員会後援名義の承認に関する取扱基準(平成7年11月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の大治町教育委員会後援名義使用承認に関する取扱要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の大治町教育委員会後援名義使用承認に関する取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。